

## 釘・針うつ呪作—その瞥見録

人が釘・針うつ行為は、数々の分野で見られる。釘うつことは建築・工芸といった世界だけでなく、また、針も裁縫・鍼針といった世界だけでなく、宗教的な世界でも大きな領域をもっている。怨念・憎悪の相手に疾病や死を与えんとする厭魅—厭術の釘・針うち、歯喰虫や疳虫といった鬼虫を刺し病痛を去らしめる釘・針責め、狐著など憑依するものを調伏する釘・針うち、失せ人、盗人の足をとめ自らに帰せしめる足留の釘・針留め、あるいは諸崇・蛇などを内なる領域に入らしめぬ境立ての釘・針さしといった諸方面が呪的世界の釘・針うちとして存在するのである。

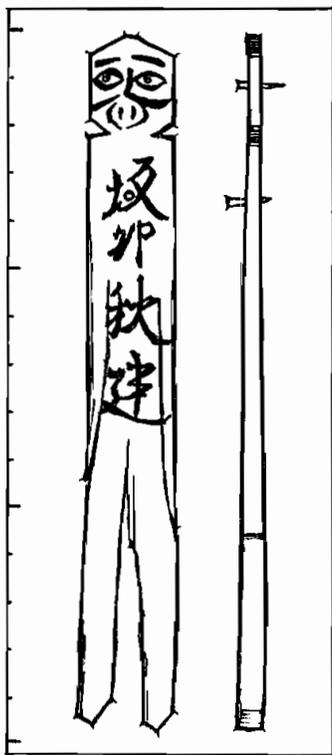
こうした釘・針うつ呪作は、各種の呪法集、作法集にその詳細—修法と目的—が記されている。本稿は瞥見しえた若干のデータを掲げ、その内容を開陳することを意図している。一つの行為が、いかに展開し読みとられているかを知るための一助としたいと考えるのである。

## 一、厭と魅—厭術としての釘・針打ち

昭和三十六年の秋、大和・平城宮跡で驚くべき一資料が発見された。両眼と胸の心に深々と木釘がうちこまれ、身を貫く人形代の頭現がそれである。騒然たる話題を提供したこの人形代は、報告書では「短冊

形の薄板の側面を切りこんで男性の五体を作り出したもの。長さ一五・二寸、胸部幅二・三寸、厚さ〇・四寸。顔面には眉・目・鼻・髭・口を墨書し、胸部には背・腹両面に同文の四文字が書かれている。両眼と胸部中央に、ほぼ長さ一・二寸、頭部で〇・三寸角の木釘が打ちこんであり、先端は背面に突き出ている。材はヒノキ、板目である。」と記されている。

\*水野正好



丁寧に作られたこの人形代については、報告書は「呪阻の手段として作られたものであろう」と語り、のろひの人形と呼んでいる。両眼

・胸心に釘うたれた人形代で直ちに想起されるのは『律』の各律である。名例律の裏書には「厭魅事」と題して

古答云。二也。邪俗陰行不軌。或作人形、刺心釘眼。繫手縛足。欲令前人一疾苦及死者。

といった一文がある。人形代を作り心を刺し眼に釘うつという表現は、まさに平城宮跡発見の人形代の姿、機能を説いて余りあるものである。憎悪する人をして疾苦せしめ死に至らしめんとする、その想ひに連なる行為、呪作としてこうした人形代が用いられたことをこの記述は明瞭に語っているのである。

厭魅を説いて、『律』の賊盜律は「凡有所憎惡而造厭魅。及造符書呪詛。欲以殺人者。各以謀殺論。滅二等。」といった本文を掲げ、これに注して

謂。有所憎嫌前人而造厭魅。厭事多方。空能詳悉。或刻作人身。繫手縛足。如此人厭勝。事非一緒。魅者。或假託鬼神。或妄行左道之類。或咒。或詛。欲以殺人者。

と記している。厭魅の慣用語が実は厭と魅に区別され、厭は人身を刻み手足を繫縛するといった厭勝の類を、魅は鬼神に仮託したり左道を妄りがわしく行うの類を指すとしてるのである。厭といひ魅といひ、呪といひ詛といひとも、共に相手を苦疾の世界に沈め殺さんとする点では共通する。ただその相手を倒す手法に違いがあるのである。平城宮跡発見の人形代は、まさに厭―厭勝の中核に来るべき存在であったと言えるであろう。

ところで、平城宮跡発見の人形代は、表裏の二面、胸部に同文四字が墨書されている。模糊として判読しがたいが私は「坂部秋建」と読む。男子人名と考えるのである。厭魅された一人の名がここに浮かび上るのである。坂部秋建の名は、この人形代以外には見ない。坂

部は坂合部であろう。正倉院文書には、仕丁坂合部秋人の名があり、景雲四年東大寺奉写一切経所に上日している。また、経師坂合部濱足や坂合部文万呂、坂合部屋中など経師として東大寺奉写一切経所に仕する者も多く、坂合部兼万呂のように西南角領、絵師として仕する者もあった。坂部秋建もそうした下級の技術系官人であった可能性が強いのである。厭魅―厭術を施された坂部秋建の周辺を明きらかにするために、その人形代発見地の環境を見ることにしよう。

両眼と胸の心に釘打たれた人形代―それは、平城宮内、天皇執政の場である大極殿院のすぐ北方、整然と連なる多数の建物と共に見出された一基の井戸中から発掘された。整然たる建物配置からみて官衙の一劃とされ、三基の井戸を中心に全体が一つのまとまりを示すこと、土城から発見された総数四一点の木簡が食品や饌具の貢進・授受・保管・管理に係るものであること、大規模な一井発見の一土器に「爨所」の墨書が見られることから、この地域は「大膳職」であろうと推測されている。大膳職所用の大井戸に、この厭勝―人形代が投げ入れられていたのである。

ところで、『令集解』には、この大膳職の官制・員数を説いて「大膳職大夫一人、亮一人、大進一人、小進一人、大属一人、小属一人、主膳二人、主菓餅二人、膳部一百六十人、使部廿人、直丁二人、馳使丁八十人、雑供戸」と述べ、職内員数の計、二七七人にも達する事を示している。別に雑供戸として鶏飼、江人、網引の三品部、合計二七四戸が属して居り、職内に常時多数の官人・仕人の出仕があったことを物語っている。大膳職の大井の中にも厭勝人形代を投じ得る人物を求めるとすれば、恐らく大膳職に出仕するこうした人々、とくに膳部一百六十人の中に求められる可能性がふよいと考えられるのである。厭魅された坂部秋建は姓をもたぬ下級官人であるが、その彼に苦疾を与

え死に至らしめんと厭するだけに、彼と同等、或いは低い位置にある下級官人の姿がイメージされるのである。坂部秋建自身が大膳職に勤務したものが否かは分明しないが、所属した人物であったからこそ、厭魅する人物が共に働く―勤務の場である大膳職の官井に投ずることとなったのではないかと考えられるのである。

厭魅は発覚すれば時には絞、時には徒二年という厳しい規定が設けられている。東野治之氏が『南都仏教』第四六号に紹介された『律書残簡私訓』にも厭魅の詳細な規定がみられる。それだけに、大膳職大井に厭勝の人形代を投ずるという行為はよくよくの行為であると言わねばならない。深さ四―五米程の井であるが、内法一・二五米の広さがあるだけに、深く幽やかな井戸というよりも、井底が透ける日もあったのではないかと考えられるだけに、慮るところあつての行為といえるのである。現実に宝亀元年、光仁天皇を除き皇太子他戸親王を皇位につけんと謀り、皇后井上内親王がましぞさ（厭勝人形代）を御井に入れて呪殺を計るという事件があつたが、『靈安寺御霊大明神縁起』は、この光仁天皇の厭勝の人形代が井中から取り上げられ宮内に伝えられたため事件が発覚、結果、皇后・他戸親王は幽閉され、三年後、同日、皇后・親王ともに死を迎えたことを記している。この事件は藤原百川の仕組むところと考えられているが、いずれにせよ厭魅の術の発覚は、死にも繋るものと考えられていたのである。こうした事情を勘案すれば、大膳職大井中に厭勝の人形代を投ずることは、強い怨念のしからしむるところと言え、極めて強い意志が伴うものであることが理解されるのである。万一、その投入が発覚した場合、場所が大膳職大井だけに強烈な衝撃が宮内を走ることは必至なのである。

大膳職は、天皇の御膳を供する内膳司を檢校監察し、職としては百官・蕃客の饗膳を調進し、諸国貢上の食品・食膳具を収納管理、別に

鶺鴒・江人・網引などの品部貢進の諸品を管理、併せて主醬・主菓餅司を置いてその方の調進に当たるといった職掌をもつ。昭和三十六年の発掘調査は、こうした大膳職の実態を鮮やかに浮かび上らせるものであった。

大膳職の遺跡は、大きく二分されている。恭仁京から遷都した天平末年、この地に大膳職が設置される。当初は東区を二区に分けて西に主殿・後殿・倉代屋を配した大膳職中柩を設け職の行政を主掌し、東に副屋と倉代屋を設け付属区としている。西区は副屋のみからなり、饗膳の調進の場に当てる居り、それぞれに井戸を設置している。三井は規模を異にし、大井は職事の中柩、東区西部に主殿と対する形で配置されているのである。つづいて天平宝字七年ごろ、大規模な修築が行なわれる。大膳職中柩は依然として東区西半にあり、主殿・後殿を連ね倉代屋が両脇を取り囲み、主殿正面に大井が姿を伝えている。東区東半は副屋が集い、特殊な―例えば付属区にふさわしい主菓餅・主醬司といった機能を果し、西区は饗膳の調進の場としてつづき倉代屋を連ねて貢上の食品・食具の収納保管の場となっている。大膳職中柩は東区西半に終始し、大井はやはり主殿と対し「大膳職」の職掌、炊飯饗膳の根源・シンボルとして息ずき、二井とは区別されている。左右の二井は常用井として働き、大井は「祭事」などの極めて限られた用に宛てられるものであったと言えるであろう。

こうした「大膳職」のシンボルとしての性格は、宝亀年間の造替によって一変する。東区東半は副屋・倉代屋が整い中柩区の付属区という性格から一つの司とでもいべき個性を具え、また西区も諸建物を配して終始、大膳調進に相応しい機能を保っている。ところが、大膳職中柩は、主殿を北へ移し東に脇殿を置くのみとなり、大井をめぐる南半には副屋・倉代屋がたち一内司としての機能をもつに至ったこと

が窺われるのである。大井が大膳職のシンボルでなくなり、一内司の所用の井戸となるのである。中樞を縮小簡素化し、一内司をそこに誕生させることに伴う変化である。この変化で登場した内司は、大井発見の土器に「羹所」の墨書を見ることからすれば、羹所、乃至は羹所を含む司であった可能性が強い。こうした性格の職掌がこの大井を用いるとすれば、「坂部秋建」に怨念を懐き厭する人物は、この所司に関わる人物であったこともまた考えられるところであろう。大井の性格が、所司常用の場となることによって、こうした文物が登場してくるのである。大膳職のシンボルとして聖視された段階では考えられない文物―厭物と言えらるであろう。

下級官人かと想像される「坂部秋建」、彼への厭魅の環境を追い求める作業は一通り終えた。大膳職中の羹所、乃至は含む所司にある官人が「坂部秋建」を厭し、常用の井戸に彼の人形代―ましぞさを投じているのである。大膳職の職掌が饗食の調達にあるところから女子の勤仕を想い、女性が「坂部秋建」を愛の結末として厭魅―厭殺せんと謀る人形代であろうと説かれることも屢々あるが、羹所の周辺が果して女子の勤仕するところであるか否かはなお問題があろう。官人間の葛藤に基く怨念を反映するものと広く概括すべき人形代と言うべきであらう。

こうした人形代―人像をもって怨念を露わにし厭殺を謀る事例は、早く用明天皇代に存したと『日本書紀』は伝える。中臣連勝海が「作太子彦人皇子像与竹田皇子像、厭之」といった一文がそれである。彦人皇子と竹田皇子の像を作り、これを厭うというかぎり、像は彦人・竹田両皇子を明確に作り分けたものであったに違いない。形を異にするなり、名を書くなり、二皇子を区別して厭しているのである。具体的な厭法を記さぬものの、各像に怨憎が直接向くのである。果して両

眼と胸心に釘さす行為が存したか否かは分明ではないが、手足も繫縛するといった種々の厭作がなされたに違いないのである。

厭魅の一例として常々引用されるのは『統日本紀』神護景雲三年五月廿九日条である。称徳女帝をめぐる縣犬養姉女などの厭魅が詳細に記されている。称徳天皇の大御髪を盗み出し、佐保川より拾い来った鬘髻に入れて大宮の内に持ちこみ厭魅すること三度と見える。人形代を用いず鬘髻に髪を入れて称徳天皇と見做し厭魅するのであり、やゝ趣きは異なるが同義の厭勝であることは言うまでもない。この厭法には釘を用いるか否かは不明であるが眼窩を考えれば十分にその存在は推察されるところである。

こうした厭法には釘を用いることは直接記さぬものの、その存在は十分に考えられるところ、現実に『台記』中にこうした釘打つ厭法・厭術の存在が記し留められているのである。卷十二、久寿二年八月廿七日条に

親隆朝臣来語曰、所以法皇惡禪閣及殿下余者、先帝崩御後、人寄帝巫口、巫曰、先年人為詛朕、打釘於愛宕護山天公像目、故朕目不明、遂以即世、法皇聞食其事、使人見三件像、既有其釘、即召愛宕護山住僧問之。僧申云、五六年之前。有夜中□□□□□□□□、美福門院及関白、疑入道及左大臣所為、□法皇惡之、雖難取信、天下道俗所申如此、先日成隆朝臣略此事、今関二人説、□畏不少、但禪閣及余、唯知愛宕護山天公飛行、未知愛宕護山有天公像、何況祈請乎、蒼天在上、白日照□□怖々以下

#### 関文

とある記事は、釘うつ例の顕著な一例である。ここに余とあるのは藤原頼長である。久安六年、「氏長者となつて以来、異母兄の関白忠通と鋭く対立、この年養女の多子を納れて近衛天皇の皇后とし政権の

掌握を謀ったが、実力者美福門院の信任を失い、やがては近衛天皇にも疎じられはじめ。久寿二年七月、近衛天皇が崩ずると鳥羽法皇は美福門院の意向に従い雅仁親王を後白河天皇として即位させた。これは重仁親王の即位を期待していた崇徳上皇の失望を招き、崇徳上皇・頼長一派と美福門院・後白河天皇・忠通一派の対立が尖鋭化し、鳥羽法皇の崩後、直ちに保元の乱が勃発し、結果、頼長は敗北、上皇は讃岐へ配流される悲劇に終った」と台記解題は説いている。近衛天皇の失明と死が頼長らの一派の厭魅によるものと美福門院派が考えていること、その根拠を故近衛天皇の意「朕を詛い愛宕護山天公像の目に釘を打つものがあり、その故に失明しこの世を去ったという怨念」を巫の口から得ていること、天公像の目には現実に数年前、夜中に釘打たれたとの証言が寺僧から言上されていることが読みとれる。一方頼長らは天公飛行のことは承知しているが天公像の存在は知らずとして、この動きを強く畏怖しているのである。厭魅―釘を目に打つ行為は現実であり、近衛天皇の失明、崩御はこうした厭魅によるものと広く信じられて行く様が鮮やかに窺えるのである。天公像は、勿論人形代ではない。しかし、ここでは不離一体の関係が成立し、天公像は天皇の人形代同様に天皇に係わるものと理解されているのである。保元の乱を生み出す二つの人脈の間で「目に釘うつ行為」は厭魅にとどまらず二つの人脈を遠く隔らせ不信に迫らざるもの、争いに至らしめるものとして存在しているのである。頼長派か、美福門院派か、あるいは全く関係ない者の厭魅なのか、その是非は不明であるとしても、目に釘うつ厭魅が現実の人に失明、死去といった結果を齎したとする思惟はこの時期なお脈々と息づいているのである。

かように見てくると、平城宮若犬養門西北方の池中より発見された一人形代の胸に鉄釘が打たれている資料も、名こそ欠くものの厭魅に

基く釘とすることもまた可能である。静岡県伊場遺跡の人形代のいかに釘穴をのこすものがあると説かれているが、そうした人形代も厭魅に基くものと考えることが出来るかも知れない。釘うつ行為の一つの在り方が厭魅の世界にあることは確かであろう。

厭魅される者の記録は数多い。しかし釘うたれる者の記録はとほし。乏しい中の一例が『晴富宿弥記』明応六年二月二三日条にみえる。

禁裏親王御方御懸右衛門内侍卅六歳勾当内侍親類也、御産氣忽有苦勞、良薬御祈連日連夜有之、邪氣甚ヨリマシ 種々白状、釘ノフト多露頭、竟今日御事切、無是非次第云

右衛門内侍が御産氣近づく病悩激しく、連日連夜の良薬・御祈あるも邪氣はつもの。ヨリマシ―憑巫を通じて験者が呪う者を聞き呪う趣旨を質したところ、種々の告白があった。こうした呪咀の証「験」として多数の釘ノフト―鋭い穴が露頭し、呪咀怨念の強さを教えた。陰陽師・医師・僧侶の諸業もこの怨念・呪咀を返すことはできず、内侍は事切れ―死去したとするのである。是非なき次第といった所感が語られているが、厭魅呪咀の恐怖が鮮やかにそこには語られているのである。厭魅呪咀を為すものに逆にその力を返す呪作、呪咀返しについてはここには述べない。

## 二、諸病―板フージと釘責め

厭魅するものの人形代を作り、これを繫縛し、釘打つといった行為は、怨念の対象たる人物を倒し厭殺する重要な秘事であった。用明朝から、こうした相手を調伏する厭魅は暗冥の世界で息づいて来た。ところで、調伏の対象によっては、我身を護り、寄りくるものを調伏するといった願界での「釘うつ」調伏法も一方では盛行しているのである。次にこうした調伏の事例を掲げ、その意義を見ることにしたい。

昭和三〇年、神宮館より刊行された松田定象著『神道真言妙術秘法大全』には、真言密法諸病釘責の妙法と題して「抑も此諸病釘責の法と云ふは真言密法の一にして決して軽率に執行するものに非ず。是を修行する人は宜しく水行を為して身体を清浄になし、九字を切りて悪魔を退散させ、先ず責板を備えて是に次の図にて示す秘文を書し、五寸釘十七本を左手に持ち右手には鉄槌を持ち次の呪文を読みながら先づ其の病人の年の次の十二支より打ち始め順に打ちて其の人の年のエトにて終り、次に未と申の間の梵字より打始め逆に辰と巳間の梵字、次に丑寅、次に戌亥と打ちて最後に中央の空の字に釘を打ちて責め込むのである。責板は桑の木を宜しとすれど場合により何板にても差支えなし。秘文の書き方は上図の如く正しく書すのである。さて其の唱ふる呪文は次の如し。」とし、呪文として「娑莫三曼陀、母駄喃阿鉢羅底賀多舍婆……」といった消災陀羅尼を唱え「釘を打込み一心に責込てのち、川又は海へ流すべし」と記している。諸病の根源たる悪鬼・悪霊を責め込むために一枚の責め板を用意し、今後生きつづくべき将来の歳月のエトを順次、鬼霊を釘打ちして封じ、最後にいま病むだけにエトに釘うち、今日、将来の病の気をも封じ責めこむのである。その後、地水火風の諸天の種子に釘打ち、最後に五天の中心、空に釘打ち終了する。四方五輪の釘打ちであり、空で病源の全てが空に帰し散逸するもの―調伏される、しかもこの釘十七本の責込み・釘打ちの間、消災陀羅尼が呪され、一層の消除に効を添えていくと考えられているのである。ここでは調伏の対象は怨憎すべき「人」ではなく、怨憎畏怖する病の気・悪霊がとり扱われているのであり、顕界の喜びに連なる呪法として息ずいているのである。

諸病釘責妙法は、諸病の根源たる悪霊や病の気を釘打ち、釘責めして倒す、封じこめる妙法であり、悪霊に釘がたつのである。こうした

病源に釘打つ呪法は神道真言の世界だけでなく、弘く各病に調伏法として用いられている。昭和四六年、人生五行哲学社より刊行された中村泰建編『仏教法華禁厭妙御符秘書』中に、疱瘡ハシカ除札として五行を逆書しその下に「蛇及蝮蝎鬼と書き、下を三字、右から面・胸・咽の文字を横置きし、下右に眉毛の有無、下左にエトと年令を記せし釘を五行の四脚間に各一本、計四本、蛇蝮蝎鬼の五字に各一本、計五本、面・胸・咽の三字に各一本、計三本、合計十二本を打ちこみ最後に五行の心に一釘をうつことを指示している〔2〕。蛇蝮蝎鬼といった邪虫と鬼といった疱瘡ハシカの根源となるものに釘を打ち、その病の現れる部位、面・胸・咽の三所をも釘打して根源をたち、さらに五行外周の四点を押さえ、最後に五行の心を点じて釘打ち、この法の完璧を期しているのである。

またこの種の例としては、同書の板フーシの項にも、中央に五行を逆書し、霊字を置き片目・鼻・口といった半顔を描き手を前に組む人の全身をかく。この人像の周囲を上から右へ天照大神、大毘沙門天王三十番神、鬼子母神、春日大明神、大持国天王、八幡大菩薩、大広目天王、五番善神、十羅刹女、加茂大明神、大増長天王とめぐらし、人像とこれらの諸神天王の文字の間に鬼の字を左側・右側に五字ずつ、さらに人像とこの鬼字の間に、蛇蝮蝎鬼の四字を四虫と元它復易に分解し、前者を左に、後者を右に配置し、蛇、蝎の下に小五行を各一つ計四を挿入している。こうした板に書かれた呪図・句上に計一五本の釘、外に一釘を打つとし、また眉毛の有無をも書きこむとしているのである〔1〕。恐らく十五本の釘は五行の四脚間に四釘、五行下の霊字と人像右左側の鬼字各五字、計十一字に打つのであろう。他の一本は五行の心点に打つものと考えられるのである。この板封じの場合には、人像―病人であらう―の周囲にある蛇蝮蝎鬼を二分して断ち、左

<p>鬼鬼鬼 我還着於本人 鬼 鬼鬼鬼 鬼</p> <p>白口入丸取に 針三十六千</p> <p>4</p>	<p>三日月ノ降ル朔ノ時雨シテ叶葉カレテ 虫ノ根モナレ痛ム高キ子押分死口擗 蚯蚓及蟻蟻毒痛火熱是誠毒也在彼有之也 うつ針村。口擗。</p> <p>3</p>	<p>咒蛇及蟻蠹鬼 明何心 何ノ年々令</p> <p>2</p>	<p>1</p>
<p>日口口 生鬼 急急如律令 8</p> <p>日虫一屍 急急如律令 9</p> <p>↑愈↓ 急急如律令 10</p> <p>天鬼 急急如律令 11</p>	<p>出器器器 巨喰齒復 急急如律令 可答</p> <p>7</p>	<p>6</p>	<p>5</p>
<p>人取 還着於本人 本</p> <p>15</p>	<p>○盜賊是止之法 右左通人取切死又又者 足針ナレ雨治竟病ノ異ナリ 急急如律令</p> <p>14</p>	<p>○走人足止 其者常然内鬼ノ母神ト 書ヲ板亦左ノ十字ノ之ニナシ 十本ヲ登リ上休テ可置針ト ナシ又又見テ復然ナレト 祈念ニ世世其身可還也 急急如律令 如左 右ニナシ又又校也西ニ行テ 加從似回身忽遇大主胎</p> <p>13</p>	<p>○虫毒治之法 内着 急急如律令 上包ナレ 右左通人取切死又又者 足針ナレ雨治竟病ノ異ナリ 急急如律令</p> <p>12</p>

釘・針うつ呪符の諸例

右をとりまく十鬼に釘をうち責め込み封じ込み、頭上の霊をも釘うつて抑さえ五行の四脚を点じて心に釘して目的完遂を確実なものにしてるのである。それだけではなく諸神、諸天王が上下左右対となつてこれらの釘うたれた鬼の外側を圍繞し人像を守護しているのである。

『仏教法華禁厭妙御符秘書』の二例の釘うつ例は、共に板札に記して釘うつだけに『神道真言妙術秘法大全』の釘責妙法と同じ趣向の表現といえるであろう。釘責妙法に説かれている消災陀羅尼と相似た呪文も当然息ずいでいるであろう。しかし、この「板封じ」とも「釘責め」とも呼ばれる釘打ちも、よく検討すると興味ある力点を置き方の相違が浮かび上るのである。『仏教法華禁厭妙御符秘書』の二例の板フージは、共に蛇蝮蝎蜈鬼なり左右二列十鬼に釘を打ち、その動き、息の根を封じ、また面・胸・咽など、虫鬼の働く場を封じ、その上五行を点じて確証としての釘打ちを行うのに対し、『神道真言妙術秘法大全』では将来・現今のエトに悪霊の寄りつくことを釘で封じ責め、四天と中心を点じて空に掃す、換言すれば根源たる虫・鬼の存在が直接には表に出ないのである。由つて来るところに相違があるというべきであるが、根源を釘打ち釘責めすることに意があるだけに、『仏教法華禁厭妙御符秘書』の二例に原意の漂うことが見てとれよう。

### 三、諸病—齒喰虫・疖虫の釘打ち・針刺し

板フージ、釘責めはともに板に釘をうつ手法をとっているが、一方ではやや異なる釘うちの世界がある。虫歯をめぐる釘・針・楊子を打つ世界がそれである。『伝受咒之大事』には虫喰歯と題して、「先ッ病人ノ向ニ一紙ヲ置キ紙ニ蛇及蝮蝎ノ五字ヲ書キ。次ニ護身法、。次ニ祈願、。次ニ針ノ先ヲ蛇ノ字ヲ指シ通シ押ヘテ光明真言三反、同如是ノ終リ蝮ノ字迄指シ亦蛇ノ字ヲ如レ右ノ始ヲ以上三反針ノ指何モ明三反宛三度目ノ終ノ字ニ

針ヲサシ其儘置キ光明真言百反唱ル也、唱ヘ仕舞キ紙ヲ病人ニ他ノ人ノ不レ踏キ所ニ埋メ如此咒ハ一期不起云」と記している。先述の『仏教法華禁厭妙御符秘書』の疱瘡ハシカ封じに、蛇蛇蝮蝎の害虫を挙げ、これに釘うつこと、釘責めすることを述べているが、こうした蛇蛇蝮蝎が虫喰歯の歯を喰う虫とも考えられているのである。蛇の字に針を指し通し三反ずつ光明真言を唱え、順次蛇・蝮・蝎とつづけ、終れば再び蛇に帰り蝮へ、さらに蛇から蝎へと針を指す。各虫に三度の針打ちが終ると最後の蝎字に針を指したまま光明真言を百反唱え、のち人の踏まぬ所に埋めるといふのである。ここでは、蛇蛇蝮蝎の四虫に直接針をうつことで四虫を殺し、虫喰歯を鎮めようとしているのである。

『法華経秘法』には、虫歯咒と題して、横楯円の枠内に上に八点、下八点、計十六の点を筆し、下に「三日月ノ帰ル朝ノ時雨シテ艸葉ヒカレテ虫ノ根モナシ、痛ム齒ヲキイテ押ヘテ咒、口伝、」と記し、更に「蛇蛇及蝮蝎氣毒焰火燃、是ハ紙書キ、念彼〇為三返、ツツキ釘打ニ、口伝」と述べている〔3〕。呪殺と呪作が明確に説かれている。虫の根もなし、艸葉ひかれて、の二句に、虫喰歯の息の根を断つ心意と葉と歯の連関が秘められているのである。蛇蛇蝮蝎・氣毒火燃の八字が十字中より選ばれて釘うたれるのであろう。横楯円中の上下の各八点は、こうした八字の釘打の仕様を示すものであろうか。それとも歯を示すものであろうか。いずれにせよ釘打ちと関わるものである。蛇蛇及蝮蝎の四虫は、他に『秘密集』にも見え、歯を喰う虫、歯痛を根絶するにはこの四虫の指し殺しが強調され、その故にこそ、釘・針さす呪作が四虫を中心に展開しているのである。

虫喰歯に関しては、全ての根源が蛇蛇蝮蝎に求められている訳ではない。例えば『妙術秘法大全』には齧歯の痛みを止むる神符として、「齧歯などにて痛み苦しむときは次の咒文を白紙に書して七重に折

り、虫という字の頭の所を釘にてはたきの掛らぬ所に打つべし。なおこの呪を七遍唱ふべし。其の痛み即座に止まるなり。」とのべ「咒文に曰く、虫是江南虫、卻来喰我牙、釘在椽頭上、永世不還家、また左の如き神符をこしらへて用ふるもよし。」として、天字の下に鬼字二字を横並べし、下に急々如律令と続く咒符〔11〕を掲げ、「甚しく痛む時は右の符を書きて痛む歯にて咬めば忽ち其の痛み止む」と記している。蛭蛇蝮蝎とは別に江南虫が歯痛を呼ぶととし、この江南虫をめぐる呪文を紙に書し、紙を折りたんで虫の字を出し、椽頭に釘うちつけ、永世この家なり歯に還らざるよう封じ、虫責めしているのである。昭和四七年刊行の棟田彰成著『まじなひ秘法大全集』にも同じ記事掲げ、矢を挿図にし〔10〕、矢羽根に天鬼と書き、矢の下に急々如律令の句を書く呪図を付している。天鬼を矢で貫く形であり、歯痛、歯喰の根源にある江南虫、天鬼を貫き死に到らしめんとする呪意を示している。

ところで、こうした呪符を伴う虫喰歯の釘・針打ちには『秘密集』に興味深い例が挙げられている。虫喰歯と題して、まず呪符を掲げる。頭に出の一字を書き口を横三字、七段計二一の口字を置き下に急々如律令の句を書くものであり、呑む可しと注している〔7〕。続いて、「亦云、呪イニハ東へ指タル桃木ノ枝ヲ楊枝ニケツリテ此歌ヲ書、秋風ヲ冬ノ嵐ニ吹カエテ霜カレニナレバ虫ノ音モナシト書、其者ノ虫歯ノ痛ム処ヘクワエサセテ置、此歌三反誦、サテ又楊枝ヲ取、書タル歌ノ虫ト云字ニ七火灸ヲスエ、又歌三反誦シテ楊枝ヲ川へ流スヘシ、神使不思議ニ二度トコロサル也ト云々」とあり、続けて同符呪亥と題して、蛭蛇及蝮蝎毒虫消滅の呪句と「朝日サス其原山ノ桃ノ木ハハラクフ虫ノカタキナリケリ 七反唱」呪歌を記している。さらに同呪亥と題して、「蛭蛇及蝮蝎ノ文ヲ符ニ書、痛ム処ヘクワエ置テシハラク

有、符ヲ取テ病人ヲ柱ニ寄ソフテ其痛ム齒ノ通ニキリモミシテ其ノ穴ノ中へ彼ノ符ヲ入レテ木釘ヲ打テ柱ト一面ニケツル也、其座ヲ立時ニ一代ヲコラスト云」と述べているのである。最初の呪符に關していえば出の字は歯喰虫の出で去ることを呪するものであることを示し、次の三行七字の口は、口が鬼なり歯喰虫であり、虫字に七火灸をすえる事、この七火灸が呪歌と共に三度すえられることを示すものである。火灸をすえることにより歯喰虫を除去しようとする心意に対応する呪符と言えらるであろう。呪符でも「蛭蛇及蝮蝎毒虫消滅」の句は素直に解しうる符であり、蛭蛇蝮蝎といった毒虫が消滅すれば虫歯は癒えるとするのである。一方、呪歌も冬―霜枯れ時、虫は死して居らぬことから冬、霜の語と枯れるの語感を用いて歯喰虫を断とうとし、また後歌では虫・鬼が嫌う桃木の呪力をもって歯喰虫を根絶しようとする言霊を漂わせている。この『秘密集』でとくに注目されるのは、釘を打つ呪作である。蛭蛇及蝮蝎の呪句を書いた紙符を痛む歯でくわえ、病人を柱に寄り添わせて歯通りを柱に記し、錐にて一穴をあけ、この紙符を入れて木釘を打ち、虫を封じ、柱面まで釘の頭を削り、端と歯をかけて歯をならし、歯喰虫を削り去ろうとする心意を示しているのである。木釘を打ち、或は楊枝を用いる形で歯喰虫を封じ呪害しようとしているのである。

この『秘密集』に共通する記事は、なお「伝受咒之大事」にも見え虫喰歯の呪として「東指ス竹ノ梢ヲハム虫モイツシニタエテナキタウコソアレ、。次光明真言廿一反、。次五大尊へ利誓ス、私ニ云 針ノ先ニテ呪ヒ其針ヲ柱へ打ツナリ、痛ミ止ムマデ打也」とある。このほか、昭和三三年東京書院刊の『神祕神靈秘伝秘法』には「歯むし食ひて痛む時は、天竺の天の川原で葉を喰ふ蟲の供養、と三遍唱へ、次に梅の木の楊子をいたむ歯にくはえさせその楊子の先に灸を三度据える

べし」といった『秘密集』にも一面通ずる記事があり、楊子が齒喰虫を刺し灸でもって虫を去らしめ根絶しようとしているのである。中には『法則等』のように「年の数紙を切り金針を釘打」といった虫喰歯之大事が記されたり、伊勢善光寺所蔵『修驗日用秘密集』のごとく、内符として、中央に蜈蚣及蝮蝎の句を置き右に年号月日を、左に国所名字姓名何十何才男女」を書くよう指示し、上包に御守護と記すこと加持には観音經一卷、偈二卷、「右及の字の所を痛齒ニ而食エサシテノチニ及ノアナノ所へ釘ヲウタスベシ」と指図している。虫字でなく及字である点など興味を惹くし、また内符・加持の存在も注目される〔12〕。いずれにせよ、齒喰虫を治する呪作の世界は、極めて多くの釘打つ行為、針指す行為と重なり合って居り、豊富な事例を提供している。齒喰虫の調伏法ではあるが、加持祈禱、呪歌や呪符、呪作と多くの面を動かし、その目的の完遂を期しているのである。釘打つ、針指す呪作が単に虫歯を打ち指すだけでなく、蜈蚣蝮蝎、江南虫といった害虫を原因と考えた上、紙に、板にその名をしたため釘・針をもって封殺するといった人形代にも似た構造がそこには成立しているのである。厭魅の術と同様、苦痛を与えるものに対しその封殺、刺殺といった調伏法がとられているのである。

疾病にかかる釘責め釘封じは、虫歯のみに限られるものではない。たとえば『まじなひ祕法大全集』を繙くと、そこには小児疳虫封じの呪、子供の疳の虫封じの呪、月経長留の祕呪、月経の期日を延す呪があり、『中山御符秘抄』には万病符守の呪、狐著きを落す呪、万應咒といった諸呪が見られる。

『まじなひ祕法大全集』の諸呪をまず検討しよう。同書には疳虫封じとして二種の呪を掲げている。小児疳虫封じの呪として「この疳虫封じは五つに折り、虫という字を表に出し、虫の字の頭に当るところ

を針で、巽に向って柱に三打してこれを打付けるとよい。また上の符を作って天地玄妙行、神変通力と唱えて小児の胸、及び左右の手を撫でた後、これを清浄な紙に封じ、表に虫封じと書き、裏には左の如く書し、これを柱に打付けるとよい」とし、最初の五折の紙には、日字二字を横並びにしその下に日虫と書き日月を図形で置き納の字、つづいて口を図し七星を左右各三星、下に一星配してその間を線繋して内に急々如律令の慣用句を容れる。また符としては天と地左右に二星、計三星を置き線繋してその下に鬼符を描き急々如律令の句を配する符を示し、これを封じたのち裏書には四縦五横の九字と五行を書くことを指示しているのである。一方、子供の疳の虫封じの呪として「此の符を書き七ツに折り虫と云う字の頭に当る所を釘ではたきの当らぬ所に打付けること」を記し、符として日月の二字を横並びし虫一鬼と書して下に急々如律令の呪句を配する符を掲げている〔9〕。小児・子供の疳の虫を封じるに当って相似た所作と符形が用いられているのである。符に日月が伴い虫の字が主字として登場すること、鬼字符が共通し、急々如律令の呪句が共用されることなどがよく一致する上、呪作としても五ツ折、七ツ折の違いこそあれ符紙を折りたたみ、共に虫字の頭に釘・針をうつことがまた鮮やかに一致しているのである。一木の枝葉というべき類同である。ところで、ここに想起されるのは、先述の虫歯封じの呪作との近似である。例へば『妙術祕法大全』には齧歯の痛みを止むる神符として「呪文を白紙に書して七重に折り、虫という字の頭の所を釘にてはたきの掛らぬ所に打つべし」と記し、虫是江南虫……の呪文を掲げている。所作としては見事に一致するのである。歯齧が江南虫の虫字、疳虫が日月虫の虫字に釘打つ点のみが異なるのである。齒喰虫と疳虫という病源の虫の相違があるのみで釘責め釘打して責め死に到らしめる呪作はほぼ一致するのである。腹痛—虫

腹、田虫など虫に起因する諸病に時にこうした呪作が伴うことは言うまでもないところであらう。ただ、こうした瘡虫の場合にも呪歌が見られる。「三日月の月かと思ればしやくの虫この虫ころせ十五夜の月」の一首がそこには伴っているのである。

#### 四、諸病—月経・腫物の釘放し・針明け

『まじなひ秘法大全集』には、また女性の月経をめぐる針打の呪法が見られる。月経のはじまる期日を延す呪と題して、「難波津に咲くや此の花冬ごもり」との呪歌を白紙に認め、これを丸めて針でさし置くこと、其の針を抜かぬ間は月経が下らないと説いている。難波津の歌意の咲くや此の花が月経を意味し、冬ごもりの語が籠り延すの意に通ずるのであるが、こうした呪歌に伴い、歌をしたためた紙を丸め封じて一層「こもり」「内にこめて出さず」を強め、この意をこめた針が月経へと動こうとする血の道をさし止めているのである。一方、月経長留の秘呪については、まず、上段に口上口の三字を横書きし、続いて大小の日子を上下に配し、次に上星一星を点じて下の左右に一星、その間を線繋し、下に生鬼と書し急々如律令の句を記した符〔8〕を掲げ、別に「月ごとに咲くべき花の咲かざればとどむることは桃の木の枝」との呪歌を挙げた上で「月経が長く滞って苦悶する時は、桃の二股の枝を切り、日々使用する針を二股の所に差して上の秘符を白紙に記し針と共に枝の間に巻き家の東方の雨落の所に立てて薬師如来の呪文千遍念じ、日々上の歌を唱えりと悪血自然に下って気分そうかいとなる」と記している。花が月経を語り、咲くことを願う呪意を歌う呪歌が二股枝の桃木と組み合さり、二股枝の針差しによって閉経すると考えているのである。難波津の歌が延経を願ひ、月ごとの歌が開経を願う、同様な呪作と見える針打ちが一では延経し閉込めの手法に

用いられ、一では開経し開きの手法に用いられているのである。

ところで『中山御符秘抄』には、狐著に因連して興味ある針打ちの呪作を記している。「左ノ膝ヲ立テ同足ヲ大指ニテ此ノ三鬼(符)ヲサカサマニタ、ミエ書テソレヲフシ付ニノ居ナリテ。サテ手ノ左ノ指ヲニキル時口中ニテ阿ト唱ヘ右の指ヲニキル時ウント唱ヘテ右ノ人サシ指ノカドヲ劍ゾト観念シテ、サテ病者ノフシタルタタミノヘリニ魑魁指ニテ此字ヲ出シ人指ノ爪カ針ニテサシテ狐ノ真中ノ眼ヲサシ通スト可レ思ナリ……」と述べ、三鬼の符として鬼字を三字、上、下左右に配する符様を掲げている。病者の臥したる疊のへりに「魑魁」と指で書き、人指の爪を、時には針と剣と観念し、魑魁の二字中の狐の字の真中、眼もさし通すつもりで指し通せと呪作次第を語っているのである。文中の三鬼は、すでに虫歯、月経の呪符に三星を上、下左右に置く、その星形の具象であり、鬼の陽動が狐著きを生むと考え居るのである。現実には魑魁の二字は、狐なり日月の一部が鬼として働く、鬼世界に係ることを示すものである。鬼の発動が狐であり、その故にこそ、針が剣と観じられて指し通されるのである。狐の腹に針なり人指の爪—剣がうたれるとき、はじめて狐、狐鬼は死し、その憑依から放たれると考えているのである。釘・針のイメージに剣を据えることもまた重要な事実といえよう。

『中山御符秘抄』には、別に万腫咒として一項をたてている。人形を用いると見え、人形とまず書きその下に、還着於本人の字を置き人字に渦巻く不動金縛りを付し、還字の左右に還着、人字の左右に於本の二字を配し、還着於本人の句を重ねている〔15〕。こうした人形に符を書くとともに「イ云、釘十本ニテカマノハイヲミスグイツツ取三所ニヲキハリヲ方々ニサマキソヘテ井ノ中入ル、七日ノ間祈念ニハ八巻陀羅尼、普賢呪ヲ誦也、誦文還着於本人ノ文ヲ唱ル也」といった

呪作を記している。取意に苦しむ所もあるが、要は全ての腫物に対してこれを治する術として、人形を用い、釘十本で竈灰を三度すくい取り、三所に置き針を方々に指し、薪を添えて井中に入れるのである。恐らく人形の上に三所竈灰を盛り、腫物ある所々に釘を打ち、腫れの引きを祈り薪と共に井中に投ずるのであろう。腫物の根元を釘さし、その根源にある腫汁を灰にしませ、灰に悪霊を移し終えんと薪を添えて井戸に流しやるとするのであろう。現実の病人に実修するのではなく、人形代を用いての呪作ということができよう。

### 五、足留め—敵將・走人の釘留め・針止め

疾病の病根となる悪鬼・悪霊を釘・針打ち責めて倒し、追い出して病人の本復を願う、そうした呪作の諸例を見たが、疾病外の調伏は意外と少いのである。相手を厭魅蠱毒によつて、とくに厭術によつて倒すことは、社会通念からして常に問題とされるところであり、それだけに平常は行なわぬ術法とされていたのであり、疾病の根源も絶つていった術法は効が社会に容れられるものであっただけに各書に詳細に記し留められているのである。明月記中の厭術、中臣連勝海の厭術、名例律裏書に合致する坂部秋建への厭術、それは、為してはならぬ術を怨念の赴く所実修したものである。一方、戦いの場合は常に生死に直面するだけに、敵を調伏することは我身を護ることになるため種々の調伏法が創出されている。調伏が反社会的的手法と考えられていない世界であるから、一層充実し、屢々用いられるのであろう。一例を挙げよう。『諸呪龍走巻』には、我敵タル人ヲ調伏之術と題して「陰復ニ神社ニ至リ猫骨陰ノ釘ヲ九字瓶中ニ納メテ其願シテ神木ニ打、其時唱ル言ニ、鬼討死スト云時ハ、敵死ス、鬼打蔽スト云時ハ、敵煩ス」と記している。神社神木に釘を打ちつつ鬼討死すと唱えんと敵は死ぬ

とするのである。敵を鬼と見たてて、神木にうちつけることで神明加護を得、九字瓶中で力を得た猫骨陰の釘が鬼にどめをさすのである。釘打ちの原点が鬼神・悪霊の調伏にあることを充分に物語る史料と言えらるであらう。同様、軍場ニ馬ヲ留ル術として同書に掲げる資料も注目される。「敵馳テ通ル馬ノ跡ヲ常ニ画テ取持スルカ、左ナキ時ハ右馬ノ足ノ跡ヘ逆九字、今日我敵ノ馬ヲ留ル願ヲ込置、通ル時出テ猫骨陰之釘ニテ足形ニ符九字其上ヘ陣ト釘ヲ指ス、時ニ敵馬ヨリ落ル也、則乗ラントスレ共馬乗セス、故ニ度々落馬スル也、其時追付テ勝負ヲナス、陣ト釘ヲ指テ馬ノ方ニ向ヒテ、孤馬北方ニ結ル、余所ヘモ行カテ 庭上ニ止マルト唱也」と記している。九字とは臨兵闘者皆陣烈在前の九字をいい、馬の足跡乃至は足形代に陣字を書き猫骨陰の釘を打てば、馬の歩みが止まり、敵が落馬し、また再度の騎乗をも果さず落馬に到るとするのである。孤馬、結ル、余所ヘモ行カテ、止マルの語も、馬を止める意に通ずる呪句だけに、その効の全きを期していることがよく窺われるのである。

馬のように行くもの、進むものを止める、留るための呪作としての釘打、針打ちは失せ人なり盗人に対しても屢々行なわれ、作法集に数多くの例を見ることが出来る。失せ人を求めること、盗人を足止めし捕えることは常の生活でも必要な呪作であるところから、公然と実修しうるものとして多用され、体系も整備されているのである。次にその若干を記述しよう。

まず、走人足留の法としての釘打は一つのタイプを『まじなひ秘法大全集』なり『神秘神靈秘伝秘法』に見ることが出来る。「逃亡したる者をそこより他へ行かせぬよう足留するには、次の如く図を書くべし。而して中の人形の背の所へ逃げたる者の姓名と年齢を書き東西南北〇印の所へ釘を打ちおくべし。」と述べ、正方形の紙の四隅を切り

落し、中央に人形代を描き、形代中に姓名、年齢を書き四隅に四縦五横の九字を加え上下左右に東西南北を書して各文字の頭に釘をうつ呪符を掲げている〔6上〕。逃げた人―失せ人の分身たる人形代の四方、東西南北を釘打して、この境を出でず、しかもその在る位置を知るべく釘止めするのである。四隅の五行が、こうした術法の成就を確実にらしめる証であることは言うまでもないところである。相似たタイプとしては、『まじなひ秘法大全集』の一例、走り人その行く先ははりのやまあとへもどれよあびらうんけんの呪歌を掲げ「此の歌を白紙に認め、それより酒盃の中に其の走り人の姓名を書き、前の呪歌を書いた紙で包み清浄な所に置き針を五本刺して置く時は必ず知れるのである。もし知れたときは其の針や酒盃は書いた紙と共に河川に流すとよい」といった呪作が挙げられよう。人形代に代つて酒盃があり、針山に行くは難かろう帰り来よの意を詠む呪歌を書いた紙でこの人形代ともいうべき酒盃を包み封じこめ、四方、中央の五方に針五本を刺し、走人の足を留ぬ所を窺い、出来うれば帰家するよう謀っているのである。僅かに人形代を用る前例よりも複雑な構造をもっていることが知られるのである。

釘・針打ちによる人の足止めの第二のタイプは、『修験日用秘密集』なり『中山御符秘抄法』・『華経秘法』に見える呪作である。まず、内容の詳細な『修験日用秘密集』の記事をあげよう。走り人足止秘と題して「其者ノ常器ノ内ニ鬼子母神ト書テ扱亦左ノ十字ノ文字ニ針十本立テ釜ノ上ニ伏テ可レ置針ト文字見エザル様ニ器ヲ伏テ可レ置、折念ニハ普賢呪、首題各百遍唱テ置ケバ其身可レ還、縦リ不還トモ三日之内ニ行末可知也」と呪作を記し、十字の文として「如従飢国来忽遇大王膳」という授記品の経文を行者が須いすること、この文字を、上に如従と横書した下に来、さらに飢国を横書、下に忽遇と横書し膳の

一字を置いて下に大王の字を据えて符とすることを述べている〔13〕。失せ人の常用の腕などの什器の内底に十字の符を書き、各字に釘さし釜上に伏せ、見えざるように置くのである。人形代なり、本人に代つて鬼子母神が守護し、しかも失せたからには飢じかろう。飢えたる国より来たり忽ちにして大王の素晴らしい膳に遇うが如く、速に帰家し飢えを脱し家人の饗する膳につくよう呼びかけているのである。

呪句と鬼子母神、針の姿は見られるが人形なり名を記した器―酒盃という失せ人の身も象徴するものを欠き僅かに常器を用いる点だけが残されているのである。次第に複雑化し多岐にわたる内容が整備されていくのである。『中山御符秘抄』には、前記の記載と共通する記事を掲げた上、「。同用、乾元亨利貞上書魔瘡種我作之守也、己上人ヲ留ル呪ナリ、」また、別に、念字を三字、山形に置き中央に日蓮国来人左右両脇に妙日蓮大井大聖と書く呪符、及び、魃鬼魁の三字を山形に置き中央に荒神鬼、右に飢病即、左に王現即、下に二行、右は如来神如従同上、左に妙法神滅賊の文字を入れた呪符を記しとどめている。乾元亨利貞といった易経の初めを飾る四徳文、魔瘡種は我作るといった守札、或は日蓮の名の出る呪符と内容は仲々に饒やかである。複雑化する内容が十分に読みとれるであらう。走人足留法の二つのタイプを見て来たが、針釘うつ呪作は、失せ人、走人の足を留める具体的な所作である。この故に失せ人の足は止まり先へ進めず、帰路につくのである。第一のタイプ、人形代に姓名年齢を書き四隅に九字を配し、東西南北に釘をうつ型は、現実には『修験日用秘密集』に見える「降伏之夏」と題する呪作と見事に対比できる。そこには四隅を切り落して八角にした符の中央に姓名年齢を記し、四隅に九字を配した図〔6〕を掲げ下に「折疊板ニテ挟ミ足四寸釘ニテ打付置、折ル事数日、自然ト念願届クナリ」とあり、調伏法の典型を提示している。足に釘・針

をうつことは悪人・怨憎の人に対してなす呪儀であることは後述するが、四方に釘うつことのない点だけが異なるのである。調伏法―降伏法に四方―東西南北に針さすことで走人の足留法に化するのである。呪作の転換、変化を語る興味深いデータといえよう。

## 六、呼戻し―盗人・待人の釘呼び・針返し

走人足留法はその人の走失の原因が那邊にあるか分明しない場合、或は悪とされる世界に原因がないと考えられる場合に主用される。しかし、相似た性格ながら確実に悪の世界に身を置く走人―例えば盗人といった分野が現実にはあり、その足留めは是非に必要な法と観じられている。こうした足留法についてもいくつかの呪法書に種々のタイプが散見できる。『修験日用秘密集』では、盗賊足止之法として「右ハ左ノ通り人形ヲ切、左ノ文字ヲ書、足ニ針ヲサシテ兩落三尺掘イケ置クナリ〔14〕」として人形切方、文の書方を図示している。図は人形を示すが、顔の下に心の字を入れ筒袖の衣を着、左手に鬼、右手に竜字、胸に天字、胸下に三梵字を入れ左裾に光、右裾に吉字を書き、両足を描いている。盗人の人形代であり、鬼・竜は盗心の根源たるもの、光・吉字は盗人の怖れるものである。こうした盗人の足許を封じつつ足に針を指すというのである。まさに盗人を足止めし露頭させるに相応しい呪作、人形代であると言えよう。

盗人足留法の一段と複雑な例は『仏教法華禁厭妙御符秘書』に見えるものである。「盗人足止メ是ヲ書テ板ニ張り足ノ黒イ処ニ釘ヲ打ツ」として、その符を示している。符は上に五行を描き下に左側へ少し向く顔を描き、頭、胸、手はウン・アンの梵字をもって示し腰に不動金縛りの巻渦を置き左へ歩むかの如く足を運ぶ様を描く。脚下には五行に出る巻渦を二つ上下に重さねている。中央の人物は盗人であり逃げ

る様を側面像で示している。頭上と腰、脚下には五行、不動金縛巻渦を配して捕縛足留をはかりその完遂を示意している。文によれば足に黒い点、足の掌に黒点がありここに釘うつことを明記している。釘は逃げる盗人の足を止め動きを止める働きをするものとされ、五行、不動金縛による捕促が考えられているのである。極めて複雑な構造を具えるが、なお盗人の人形代の足に釘うちその逃走をとめることの本意は強く脈づいているのである。

盗品の顕現還着もまた実生活にあつては重要な関心事である。『法華経秘法』には、符を示して、中央に、財還着於本人と記し、左右両脇に鬼字を上下に重ねている〔4〕。作法書では三鬼を上配して線を引き下に再び鬼字を書くが、元来は左右両脇を下辺に鬼字を計三六従つて三辺に十二鬼字を配したのであろう。こうした符も「戸口入りタル所ニ、針三十六本」と記している。財字は盗品、還着於本人は呪句として確立した句であるが、盗品が本人に還り着くの意もあり主格となっている。三方の鬼は盗人の根源にある鬼であるところからここに釘うつとするのである。鬼に針打ち封じた上で盗財の還りをまつ心板をよく示しているのである。

いまま少し詳細な例を『諸呪龍走巻』から出そう。同書には、盗賊ニ物被取頭術と題して「牛殺之木ヲ釘トナシ雷下ノ木ヲ板ニ成シ左ノ符ヲ書、九字瓶中ニ品ヲ納メテ其願シテ我思フ了悪数トセル処ハ打也」として、別に符として、口を縛った袋を図し、口に品字を入れ、袋身に口字を三字三行に書く〔5〕。袋の外下に上四、中一、下四の口字をかき内の五口を線繋し、その下に戸を作り鬼字を入れ呪と書く。こうした符・呪作に伴う呪文として「心鬼絶駄取者詳誅四婆羅陀、オン伽々美沙摩影ソワカ」を掲げ「逆九字ヲ切懸く成ス時頭ルル也、人ニ疵ヲ不付唯其品ヲ取戻シ内分ニセント思フ時ハ、オン、故呂故呂千

駄喇摩当鬼ソワカ、日天自呂者遠離欲不退周氣千駄独苦浅地養四方多婆訶、如之呪ルトキハ人不知其品戻ル也」と述べている。盗まれた品を戻す技術としては極めて精緻な構造をもっている。袋は盗品を示すものであろうし、三字三段の口字は、九字を切懸けるための点であり恐らく釘も、こうした袋図の九鬼―九字に対応して打たれるのである。

走人、盗人、盗品を求める呪作には釘・針打が屢々用いられるが、同様なを求める、呼ぶ呪作の世界はなお幾つかの分野をもっている。『まじなひ秘法大全集』には「半紙を四切りにして男の名を書き、その真中に針を突刺し、人に知られぬ様に男の家の門内へ北向けに差し置いて置けば男が出る」とあり、また別に、浮気男を呼寄せる呪として、「長さ六尺許りの巻紙の中程に『心』の字を書き、男憎しと念じながら針でその字を刺し、これを巻いて封筒の中に入れ差出人は匿名として相手の男に送る時は三日間に如何なる浮気男も女のことを思い出して来る様になる」と見える。『商内神』にも「蛙の背に興亡と書いてあるコリヤ待人のまじなひだね。此さにて客を呼ぶまじなひ、紙にて蛙を折りそれに客の名を書いてこれへ針をさして置き客の来ることも誓って其客来る時は針も抜いて蛙を流す」といった記事が見られる。半紙、巻紙、紙蛙は共に待たれる男性の名が書かれるだけに人形代と同じ機能をもつ。その心点に釘・針がうたれ、女性の待ちこがれる想ひが形代に流れこみ、来客する心根を把えるところである。男性の家に置く、送るといった扱ひも興味あるところ、効の確実性を願う手法であるといえよう。相手を呼ぶ力は、釘・針打ちに起因するのである。

一方、戦時の釘打ちとして注目されるのが『諸呪龍走巻』の兵ヲ呼之術である。「味方ノ兵海ヲ阻居ルカ或ハ敵兵ニ支ヘラレ道ヲ失フ事

アル時はヲ居ナカラ呼也、和ヲ言フ時ハ思フ事人ヲ呼スル術ハ猫骨陰之釘ヲロイ用ル、九字瓶中ニ釘ヲ入テ其願左ノ文ヲ唱へ入取出テ地ニ彼ノ文ヲ書キ釘ヲ措置也」とのべ呪歌として、今宵ハ山茂無川モ無水モ浅シ山モ低シ道モ去シの句を挙げ「最其人ノ居ル方ヘ向テ歌ヲヨミ行也、陽の拍手三」とある。九字瓶中に猫骨陰之釘を入れて呪力をつよめ、この釘を呪歌を唱し地にかきつつ指し打こむというのである。呪歌が山川なく水浅く山低しと障害となる全てのものを除き、道を吉からしめて一刻も早く我方へ呼びよせるべく呪作しているのである。恋人を呼び、客を呼ぶ、そうした呼びこみの釘打ちと通ずる呼びこみがここにも見られるのである。

### 七、境立て―諸々の崇り・渋甘の釘指し・針立て

釘・針を打つ呪作は調伏・止留、呼寄せといった諸方面で活潑な動きを見せている。ところで呪法書・作法書を警見して気づくいま一つの方面がある。寄りくるものを防ぐ、防御の一面がそれである。この種の呪作の例の多い『神秘神霊秘法』から三例を引用しよう。諸々の邪崇を除く呪として「桃の木の枝の東南へ差し出たのを切つて、それを釘に削り、家の四方の地面に打ち込みおく。また桃の木の枝にても板にても、家の門口にかけおくべし。一切の崇りの家に入り込むことなし。又桃の実十一月まで落ちずして木に残り居るを取つて、家の内にかかけおくもよし。」という一資料がある。桃は呪物・呪木として再三に用いられるが、桃枝から削り出した釘はそれだけに独特の呪性を帯びる。この釘を家の四方の地に打ちたてれば諸崇が除かれると言うのである。四至四界を劃し内なる世界を清浄にし、その聖性を守護するものとして古代には斉串が存在したが、ここに登場する釘も、そうした性格を一部担っているのである。四至内の邪氣、崇りを釘打

つことで封じこめ、これを呪殺し、内なる聖性を外より寄り来るものから守護する垣といった機能を果すのである。相似た例として、大蛇をよける呪として「婦人の寝ている間に大蛇に見込まれる事を防ぐには、胸に針をさして寝るべし」とある。胸に針さす様は、呪殺の意ではなく聖性が宿る、神の点占した女性であることを示すものであり、こうした古代の発想が変化し、寄り来る蛇に針が刺したつことを暗示するものとなっているのである。蛇性を除き退けるものとして針が息ずいているのであろう。いま一例は、渋柿の樹を甘柿の樹にする呪である。「渋柿沢山なりたる年、木の根ぎはの周囲に、錐にて穴を揉みあけ、それに黄檗の木を釘に削りて幾何も打込おけば、翌年より甘柿みのる」というものである。柿の木の根ぎわ、それが柿の木の境だけに、そこに釘がうたれるのである。黄檗の釘が渋味を甘味に変えるのであるが、釘が渋味を支配する鬼を打ち責め、一方で甘味を流しこむと考えられているのであろうか。大地から寄りくる渋味の鬼を境立として防ぎ、逆に内なる世界の甘味をも増加させるものとされるのであろう。いずれにしても、これら三例の釘打ち呪作は境をたて寄り来るものから内を護り、内も一層充足させる機能を示すものであった。一つの世界を形成するものとして注目されるのである。多くの釘打ち呪作が人形代なり、名を記し年令を記した椀なり常器、板なり符に釘うつものであったが、寄りくるものを払い出そうとするだけに、身体自体であったり、大地、樹根と対象と直接する型で釘が打たれ息づくそうしたところにもこの種の世界の特別な性格がみとめられよう。

囁目しえた作法集・呪法書中から釘・針うつ呪作に係る資料を抜粋し、瞥見録として提示した。こうした呪作が広く浸透し、日本の思维に一つの世界を作り出していることが十分に読みとれるであろう。

## Magical behaviors of nailing and needling

Masayoshi MIZUNO

### Summary

Behaviors of nailing and needling are quite popular in many cultures and societies. This article provides some archaeological data showing the important roles, especially, in religious or magical world. They are concerned with, for example, Enmi (厭魅—nailing or needling for bridging death or illness to hated persons), Kugizeme. Harizeme (釘責・針責—nailing or needling for driving devils away who cause decayed tooth or nervous disease), Kugidome. Haridome (釘留・針留—nailing and needling for allowing missing persons or thieves to approach), and Sakaidate (境立—nailing or needling for keeping curses away from special places). Detailed descriptions of the aims and practical procedures are found in some certain books on the manners.